

# 「中国（上海）自由貿易試験区条例」全文

上海市人民代表大会常務委員会広報第14号

「中国（上海）自由貿易試験区条例」は上海第十四回人民代表大会常務委員会第十四回会議にて可決、今公布とし、2014年8月1日より実施する。

上海市人民代表大会常務委員会

2014年7月25日

## 中国（上海）自由貿易試験区条例

（2014年7月25日上海第14回人民代表大会常務委員会第14回会議にて可決）

### 第一章 総則

第一条 中国（上海）自由貿易試験区建設を推進、保障し、改革の促進と開放型経済を深める「試験田」の作用を十分に発揮させるため、「全国人民代表大会常務委員会による国務院に中国（上海）自由貿易試験区における関連法律規定の行政審査認可の一時的調整を授権することに関する決定」、国務院承認の「中国（上海）自由貿易試験区総合方案」（以下、「総体方案」という）、「国務院による中国（上海）自由貿易試験区内において関連する行政法規及び国務院文書の規定する行政審査認可又は参入特別管理措置を暫定的に調整することに関する決定」、関連法律、行政法規に基づき本条例を制定する。

第二条 本条例は国務院批准設立の「中国（上海）自由貿易試験区」（以下、「自貿試験区」という）に適用する。

第三条 自貿試験区の建設は国家戦略的要求及び上海国際金融センター、国際貿易センター、国際海運センター、国際経済センターの建設を中心とし、先行先試措置を取り、リスクをコントロールし、段階的に推進して次第に完備させる原則に基づき、開放拡大と体制改革、扶育機能と政策革新を結合させ、政府役割転換を加速させ、国際投資、貿易通行規則と結合する基本制度体系及び取締モデルを創設し、国際化、市場化、法治化のビジ

ネス運営環境を育て、国際水準を有する投資及び貿易が便利で、監視管理が高効率敏速な、法治環境が規範な自由貿易試験区を設立する。

第四条 本市の自貿試験区の設立は新制度の重点領域と重要な節点に焦点を当て、現行法律制度と政策資源を十分に運用し、制度創設を妨害する体制、メカニズムを排除し、制度創造の主動性を絶えずに刺激し、自主改革、積極的に向上する良好な雰囲気造営する。

第五条 市場主体の活力を十分に刺激し、法律、法規、規則で禁じていない事項について、公民、法人及び他の組織の自貿試験区での積極的な改革及び創作活動を支持する。

## 第二章 管理体制

第六条 行政体制改革を深化する要求に基づき、行政の簡素化及び権利の委譲を堅持し、放任と管理を融合させ、告知承諾制等の制度を積極的に推進し、自貿試験区内で管理権限の区別が科学的で、管理が高効率統一で、運営が公開透明な行政管理体制を確立する。

第七条 市人民政府は国务院及び国家関係部門の指導、支持下による、「総体方案」が明確した目標と先行先試任務を根拠し、改革活動を試験的に組織、実施し、法により自貿試験区の建設、管理に関する規則、政策措置を制定する。

本市は、自貿試験区の建設協調メカニズムを打ち立て、改革の試験的活動の推進、関係部門の段階性目標の制定、執行を企画する。

第八条 中国（上海）自由貿易試験区管理委員会（以下、「管委会」という）は市人民政府の出先機関であり、自貿試験区の試験的改革活動を具体的に実行し、自貿試験区の行政事務を一本化して管理と強調し、本条例に基づき以下の職責を履行する：

- (一) 自貿試験区の発展計画及び政策措置の企画と実施、関連行政管理制度の制定に責任を負う。
- (二) 自貿試験区内の投資、貿易、金融サービス、国土、建設、交通、都市緑化の計画、環境保護、人力資源、知的財産、統計、住宅、民防、水道整備、市政等関連の行政管理活動に責任を負う。

- (三) 自貿試験区内の商工産業、品質監督、税務、公安等部門行政管理の指導；区内の金融、関税、検疫局、海事、国境検察等部門の行政管理活動を協力する。
- (四) 自貿試験区の信用管理、監督管理情報の共有を組織し、実施する。法により国家安全審査、独占審査などの関連責務を履行する。
- (五) 統一的に区内の産業構成、開発建設活動の指導及び重大投資プロジェクトの建設調整を行うこと。
- (六) 公共情報の公布、企業又は関連機関に指導、諮問、サービスを提供する。
- (七) 市人民政府に賦与される他の責務を履行する。

市人民政府は自貿試験区に総合審査認可や、相対的に集中した行政処分体制及びメカニズムを創設し、管委会が一本化して本市の行政決裁権及び行政処罰権を行使する。管委会は行政審査、指示及び行政処分の具体的事項を実施し、市人民政府より可決し公布する。

第九条 関税、検査検疫局、海事、国境整備、商工産業、品質管理、税務、公安等部門は自貿試験区内の業務機関を設立し（以下、「駐区機関」という）、法により関連行政管理の職責を履行する。

市人民政府、他の関係部門及び浦東新区人民政府（以下、「関係部門」という）は各自の職責により、管委会の各項の業務を支持し、自貿試験区での他の行政事務を担当する。

第十条 管委会は駐区機関、関係部門と共同に協力強調した連動的な法律執行メカニズムを確立し、法律の執行効率及び管理水準を高めるべきである。

第十一条 管委会、駐区機関は法により行使する行政審査認可権、行政処罰権及び関連行政権利のリスト又は処理手順を公布し、調整が発生した場合直ちに更新すべきである。

### 第三章 投資開放

第十二条 自貿試験区は金融サービス、海運サービス、商業貿易サービス、専門的サービス、文化サービス、社会サービス及び一般製造業等領域において、投資者の資質要求、

外資株割合制限、経営範囲制限などの参入許可特別管理措置につき、一時中止、取り消し又は緩和し、開放を拡大する。

第十三条 自貿試験区内は国家规定の外商投資の参入基準の特別管理措置について、市人民政府によりネガティブリストを作成し公布する。実際の発展状況により適時に調整する。

自貿試験区は外商参入前内国民待遇及びネガティブリスト方式の管理モデルを実施する。ネガティブリスト以外の領域について、内外資一致の管理原則に照らして、外商投資プロジェクトは備案制を実行する、国務院が規定する国内投資プロジェクト保留核準を除く；外商投資企業設立と変更は備案管理を行う。ネガティブリスト内の領域に対して、外商投資プロジェクトは核準制を実行する、国務院が規定した外商投資プロジェクトに対する備案を除く；外商投資企業の設立と変更の審査批准を行う。

外商投資プロジェクト及び外商投資企業の備案辦法については市人民政府にて制定する。

第十四条 自貿試験区は企業の登録資本制度の利便化を高めるため、法により登録資本金登記制度を実施する。

工商行政管理部門は外商投資プロジェクトの審査批准（備案）、企業設立及び変更の審査批准（備案）等行政事務の企業参入許可の行政シム「ワン窓口」処理メカニズムを確立し、申込書類の受理、関連文書の交付を一括に処理する。

第十五条 区内企業は営業許可証取得後、直ちに一般の生産、経営活動に取り組むことができる；審査批准の必要がある生産、経営活動に取り組む場合、営業許可証取得後に関係部門に申請するべきである。

法律、行政法規又は国務院の規定により事前審査批准が必要な生産経営活動を従事する場合、営業許可証の申請前、法により批准手続きを行うべきである。

第十六条 自貿試験区内の投資者は各種形式の境外投資を展開することができる。境外投資の一般プロジェクトは備案管理を採用し、境外投資企業の設立は備案制を主要方式に管理し、管委会が統一的に申請資料を受理及び関連文書の送達を行う。

境外投資プロジェクト及び境外投資企業設立の備案辦法は市人民政府にて制定する。

第十七条 区内の解散、破産と宣告された企業は法により清算及び登記抹消手続きを行うべきである。

法により登録資本金登記制度をとる区内企業は株式主の引き受けた出資額、又は引き受けた購入株式を限度に企業の債務に責任を負う。

#### 第四章 貿易便利

第十八条 自貿試験区と境外との間での管理を「一線」管理とし、自貿試験区と境内区外との間の管理を「二線」管理とする。「一線は緩和、二線は安全高効率に管理、区内は移動自由」との原則に基づき、自貿試験区内で国際貿易等業務の発展要求に適する管理モデルを確立する。

第十九条 通関便利、安全で高効率の要求に基づき、自貿試験区内で関税取締制度の創造を行い、新型貿易業態発展を促進する。

税関は自貿試験区で貨物状態分類取締制度を設立し、電子フェンス管理、ナンバーパ一通関、低リスク快速通過許可を実施する。

境外から区内に入る貨物は輸入積荷明細書により先に区内に進入し、段階的に入境申告手続きを行うことができる。港の輸出貨物に関しては先に税関申告を行い、その後に港に入る。

第二十条 入境にて検疫し、輸出検査を適切に緩和するのと、輸入輸出を便利にし、品質安全リスクを厳密に防ぐ原則に基づき、自貿試験区で検査検疫監督管理制度の創造をする。

検査検疫部門は自貿試験区にて情報化手段を用い、入出国品質安全と疫病流行リスク管理プロセスを設立する。ナンバーパ一化の申告、ビザと通過を実施する。リスク情報の収集、分析、通報と運用を実現する、入出国貨物検査検疫の情報問い合わせサービスを提供する。

国外から区内に入った貨物で検疫範囲内に属するものは、入国検疫を受けるべきである。重点で慎重を要する貨物以外は、検疫を免じる。

区内から出る貨物について、企業の申し込みにより予備検査制度を採用する。一回集中して検査し、審査を照合して分割通過させる。自貿試験区を出入りする保税展示品は検査を免じる。

区内企業間の倉庫物流貨物は、検査検疫を免じる。

自貿試験区にて第三方検査検定機構の発展に有利な規範的な管理制度を設立する。検査検疫部門は国際通行のルールを照らし、第三方の検査結果を信用し採用する。

第二十一条 自貿試験区で国際貿易「ワン窓口」を創設し、区内の部門間の貿易、運送、加工、ストレージ等に対する総合管理とサービス場センターを形成させ、各部門での情報交換、締りの認証し合い、司法連携を実現させる。

企業は「ワン窓口」を通じて一回限りで各管理部門要求の規格化した電子情報提出し、処理結果は「ワン窓口」を通じてフィードバックする。

第二十二条 自貿試験区で内外貿易の一体化発展を実施し、区内企業が統一的に国際貿易と国内貿易を開催することを支持し、新型貿易業態と機能を育て上げ、技術、ブランド、品質、サービスを核心とした競争優勢を形成する。

自貿試験区は国際貿易や、倉庫保蔵と物流、加工製造などの基礎業務のスタイル変換とグレードアップ、サービス貿易の発展を支持する。国外貿易、国際大口商品貿易、融資賃貸、商品保税引渡し、多国間電子商務など新型貿易の発展を勧奨する。生物医学研究開発、ソフトと情報サービス、データ処理などのオートソーシング業務の発展を促進する。

多国籍企業が区内で本社を置き、貿易、物流、清算などの機能を統合する運営センターを設置することを勧奨する。

第二十三条 自貿試験区は海港、空港中枢との連動を強化し、区外海運産業集積区域共同発展を強化し、国際競争力のある海運発展制度と運策モデルを模索、形成させる。

自貿試験区は国際積み替え、コンテナ混載、分配業務及びコンテナ転送業務や航空貨物便国際積み替え業務の発展を支持する。条件に満たした海運企業は国内沿海港と上海港との間で国際輸入輸出貿易コンテナの沿海での輸送業務に従事することができる。

海運サービス発展環境を完備させ、自貿試験区内で海運金融、国際船舶輸送、国際船舶管理、国際船員サービス及び国際海運仲介等の産業を発展させ、海運運賃指数派生商品取引業務を発展させ、海運サービスの効能性機関を集積する。

自貿試験区で「中国洋山港」を船籍とする国際船舶登記制度を実施し、高効率の船舶登記手順を建立する。

第二十四条 自貿試験区内で企業の外国籍社員の就職許可審査批准手続きを簡略化、ビザ発行条件、在留許可の有効期限を緩和し、入境、出境及び在留の便利を提供する。

区内企業の招待を受け、ビジネス活動を行う外国籍人員に対し、出入境管理部門は規定により国境通過ビザ免除と臨時入境の便利を提供する。

区内企業の業務上の上の必要による複数回の出国、出境をする中国籍社員に対し、出入境管理部門は出国、出境書類処理の便利を提供するべきである。

## 第五章 金融サービス

第二十五条 リスクコントロール可能が前提に、自貿試験区内で人民元資本項目両替可能、金融市場金利の市場化、人民元多国間使用と外貨管理改革などの方面で先行先試を着実に進める。

金融要素市場、金融機関が国家の規定により、自貿試験区にて金融商品、業務、サービス及びリスク管理等方面での創造を支持する。本市関係部門は自貿試験区の金融創造に支持しと便利を図るべきである。

本市は国家金融管理部門の上海機関、市金融サービス部門及び管委会参加の自貿試験区金融業務メカニズムを設立する。

第二十六条 自貿試験区はリスク管理に有利な自由貿易アカウントシステムを設立し、アカウント別採算管理をを実現させる。区内住民は規定により住民自由貿易アカウントを設立できる；非住民は区内銀行において非住民自由貿易アカウントを設立し、参入前内国民待遇原則により関連金融サービスを享受できる；上海地区の金融機関はアカウント別採算単位を設立することについて、自由貿易アカウント関連の金融サービスを提供することができる。

自由貿易アカウントの間及び自由貿易アカウントと境外アカウント、境内区外の非住民機関アカウントとの間で資金の自由に移動することができる。自由貿易アカウントは規定により、多国間融資、担保等の業務を取り扱うことができる。住民の自由貿易アカウントと境内区外の銀行決算アカウント間の資金流通は、多国間業務管理と見なす。同一非金融機関主体の住民自由貿易アカウントと他の銀行アカウントの間では、規定により、資金の移動を処理することができる。

第二十七条 自貿試験区の跨境資金流通は金融マクロプルーデンス原則に基づき実施、管理を実施する。自貿試験区の多国間直接為替手続きを簡素化をはかり、自貿試験区多国間直接投資と事前審査許可と分離させ、直接銀行にて多国間受払い、為替業務を処理する。区内各種主体は規定に照らして関連する多国間投資と融資為替業務を行うことができる。

区内の個人は規定に照らして、経常項目下の多国間人民元受払い業務を行うことができる。株式投資を含む各種の多国間投資を行うことができる。区内の商工業者は業務の需要により、境外の経営主体に多国間の資金を提供することができる。

区内の金融機関は規定に照らして、株式と商品取引市場に入り投資と取引を行うことができる。区内企業の境外親会社は規定に照らして、境内の資本市場で人民元建ての債券を発行することができる。区内企業は規定に照らして、境外証券投資とデリバティブ投資業務を行うことができる。

区内企業、非銀行金融機関及び他の経済組織は規定に照らして、境外から内外資金を融資し区内、あるいは境外でリスクのヘッジ管理を行うことができる。

第二十八条 中国人民銀行の関連規定により、国家规定下の人民元多国間使用を支持する政策措置はすべて自貿試験区に適用する。

自貿試験区で経常項目下及び直接投資項目下での人民元の多国間使用を簡素化させる。区内金融機関と企業は境外から人民元資金を借り入れることができる。区内企業は自身の経営需要により、多国間のツーウェー人民元資金プール及び経常項目下の多国間人民元集中受払い業務を行うことができる。上海地区の銀行金融機構は条件に合致した支払機構と協力し、多国間の電子商務の人民元清算サービスを提供することができる。

第二十九条 自貿試験区にて金利市場化システムの建設を推進し、自由貿易アカウントのない外資資金の市場による金利確定監視測定メカニズムを完備させる。区内の条件に合致する企業は優先的に大口譲渡性預金証書の発行ができ、区内での外貨預金金利上限を解除する。

第三十条 自貿試験区の発展要求に適する外貨管理体制を確立する。経常項目書類の審査と直接投資項目下の外国為替登記手続きを簡略化する。多国籍企業本社資金集中運営管理、外貨資金プール及び国際貿易清算センターの為替管理を改善する。為替清算と売却管理を完備させ、大口商品デリバティブの店頭取引展開に便利を図る。

第三十一条 自貿試験区の必要に基づき、金融管理部門の批准により、各レベル、各機能、各種類、各所有制の金融機関による自貿試験区進出を支持する；民間資本の区内金融業投資を引率、支持する；自貿試験区のインターネット金融発展を支持する；区内での国際金融向けの取引、サービスの場の創設を支持する。登記、信託、取引と清算等のサービスを提供する；区内で信託登記場の創設を支持する。

第三十二条 本市は金融管理部門に連携して金融リスク取締、評価を完備させ、自貿試験区の金融業務の発展に適するリスク防止メカニズムを確立する。

自貿試験区業務を展開する上海地区の金融機関と特定非金融機関は規定に基づき、金融管理部門に関連情報を提出し、反マネーロンダリング、反テロ及び反脱税等の義務を履行し、金融管理部門の多国間資金の異常への監視に協力し、金融消費者と投資者に対する保護責任を担う。

## 第六章 税収管理

第三十三条 自貿試験区は国家の規定に基づき、投資と貿易促進する税収政策を実施する；自貿試験区に属する上海外高橋保税區、上海外高橋保税物流園區、洋山保税港区及び上海浦東機場綜合保税區が相応の税関特殊管理区域の税収政策を実施する。

関税政策改革の目標と国際慣例を準拠に、利益の移転や税収基盤の侵食を引き起こさずことができなく、境外株権益投資と海外ビジネス展開に適する税収政策を積極的に研究し絶えずに完備させていく。

第三十四条 関税部門は自貿試験区に便利な税務サービス体系を創設し、税務専門化し集中的に審査批准し、次第に事前審査をなくし、批准後に査定する、査定と批准が分離する方式をとるべきである；電子納税システムを普及させ、オンライン納税諮問、関税関連事項の問い合わせ等のサービスを提供し、次第に各区域間通用税務システムを実現させる。

第三十五条 税務部門は自貿試験区にて税務徴収管理の現代化試験を行うべき、税務徴収の効率を高め、企業発展に有利な、公平競争の税務徴収環境を作るべきである。

関税部門は税務徴収情報システム及び自貿試験区取締情報共有の場を利用し税務徴収リスクを監視測定し、関税取り立ての管理水準を高めるべきである。

## 第七章 総合取締

第三十六条 自貿試験区において行政管理方式を創設し、政府管理の重点を事前審査から事後の監督管理への切り替えりを推進し、監督管理の関与度を高め、行政取締、業界自律、社会監督、公衆関与の総合取締り体系の形成を促進する。

第三十七条 自貿試験区において外資に関する国家安全審査業務メカニズムを確立、国家安全審査範囲に属する外商投資において、投資者は国家安全審査を申請すべき；関係部門、業界協会、同業企業及び上下流企業は国家安全審査意見を提出してよい。

当事者は国家安全審査に協力すべく、必要の資料又は情報を提出し、関連訊問を受けるべきである。

第三十八条 自貿試験区で独占禁止業務メカニズムを確立する。

区内企業の経営者集中が国务院規定の申告水準に達した場合、経営者は事前申告をするべき、未申告の場合、集中してはならない。独占談合、市場支配的地位の濫用及び行政権利の濫用による競争の排除、制限等行為に対し、法により調査と法律の執行を行う。

第三十九条 管委會、駐区機関及び関係部門は企業又は関連責任者の信用関連情報を記録し、公共信用情報台帳を照らして、市の公共信用情報サービスセンターの自貿区の場に集約する。

管委会、駐区機関及び関係部門は市場参入、貨物通関、政府買付及び入札等の業務中、相手方当事者の信用記録を調べ、信用商品を利用することができ、信用良好の企業と個人に便利措置を提供し、失信企業と個人に制限や懲戒を与えることができる。

自貿試験区は信用サービス機関が各方面で信用情報を利用して信用商品開発すること、行政取締、市場交易等信用サービス提供することを勧奨する；企業又は個人の信用商品、サービスの利用を勧奨する。

第四十条 自貿試験区で企業年度報告公示制度及び企業経営異常リスト制度を執行する。

区内企業は規定に基づき、企業年度報告を届け出て、各年度報告情報の正確性、合法性に責任を負う。企業年度報告は国家秘密、営業秘密及び個人プライバシーに関する内容を除き、規定により社会に公示するべきである。

工商行政管理部門は区内企業年度報告の届出状況について監督検査を行う。企業が規定により年度報告公示義務を履行していない場合、企業経営異常リストに記載し、社会に公示するべきである。

公民、法人又は他の組織は年度報告報告と企業経営異常リストを査閲することができ、工商行政管理等の部門は査閲に便利を提供するべきである。

企業年度報告公示及び企業経営異常リストの管理辦法は市工商行政管理部門にて制定する。

第四十一条 自貿試験区にて統一的な監督管理情報共有の場を建設し、監督管理情報の収集、交換及び共有を促進する。管委会、駐区機関及び関連部門は情報の提供、情報の交換と共有への関与を積極的に行うべきである。

管委会、駐区機関及び関連部門は監督管理情報共有の場をベースに、監督管理資源を統合させ、全過程のダイナミックな監督管理を推し進め、連合監督管理と連携サービスの効能を高める。

監督管理情報の収集、交換、共有方法については、管委会組織の駐区機関と関連部門により制定する。

第四十二条 法律事務所、会計士事務所、税理士事務所、知的財産権サービス機構、通関機構、検査測定機構、認証機関、船舶船員代理機構、公証機構、司法鑑定機構、信用サービス機構などは自貿区内で業務を展開する。

管委会、駐区機関及び関係部門は制度設置を通じ、専門機構による処理が妥当な事項を専門機関に任せる。もしくは競争メカニズムを導入し、サービス購入などの方式を通じて、専門機構の発展を育成し引率する。

第四十三条 自貿試験区は企業及び関連組織代表等による社会参与メカニズムを確立し、企業と関連組織等の利益情願の表明を引率し、試験的政策の評価及び市場監督管理を関与させる。

業界協会、商会等の自貿試験区建設への関与を支持し、業界協会、商会等の業界管理基準と業界公約の設立を推進し、業界自律を強めさせる。

区内企業の経営活動は社会公德、商業道徳を守り、社会公衆の監督を受けるべきである。

第四十四条 自貿試験区で電子政務建設を推進し、行政管理領域で電子署名及び法律効力のある電子公文書を普及させ、電子ファイル保管及び電子書類管理を実行する。電子書類と紙質書類は同等の法律効力を持つ。

第四十五条 本市は自貿試験区の総合性評価メカニズム設立する。市発展改革部門は管委会又は関係部門と連携して、自らあるいは第三方に委託して監督管理制度の創設、業界全体、試験的に実施する業界政策、企業政策の実施状況とリスク防止などに対する評価を行い、開放領域の拡大や改革の試験的任務と制度創設措置のために政策的なアドバイスを提供すべきである。

## 第八章 法治環境

第四十六条 法治思惟、法治方式を通じて自貿試験区で各種の改革創造を実行することを堅持し、自貿試験区で良好な法治環境を建設し、造営する。

国家規定の自貿試験区での投資、貿易、金融、関税等の試験的改革措置の調整が発生、或いは国家規定の他の区域の試験的改革措置が自貿試験区に適用する場合、関連規定により執行する。

本市の地方性法規が自貿試験区に適応しない場合、その自貿試験区での適用に関する相応の規定を作成するよう市人民政府は市人大及び市人大常務委員会に要請することができる；本市の規章が自貿試験区の発展に適用しない場合、管委會はその自貿試験区での適用に関する相応の規定を作成するよう市人民政府に要請することができる。

第四十七条 自貿試験区内の各市場主体の平等地位と発展権利は法律の保護を享受する。区内各市場主体は監督管理、税收及び政府買付等の方面で公平な待遇を享受する。

第四十八条 自貿試験区にある投資者が所有する企業、株式權益、知的財産権、利益及び他の財産や商業利益は、法律により保護される。

第四十九条 自貿試験区内の労働者は就職公平、職業選択、労働報酬取得、休憩休暇、労働安全衛生保護の獲得、職業技能育成、社会保険と福祉の享受、企業民主管理参与等の権利は法律の保護を享受する。

自貿試験区は労働者集団協商メカニズムを普及させ、労働報酬、労働安全衛生等の関連事項について双方平等に協商するよう推し進める。労働組合の職員權益擁護、労働関係の調和、安定を促進する作用を発揮する。

自貿試験区は公平、公開、高効率、便利な労働保障審査及び労働争議処理メカニズムを健全し、労働者と雇用側双方の合法權益を保護する。

第五十条 自貿試験区の環境保護を強め、環境影響評価分類管理を模索、展開し、環境管理水準と効率を高める。

区内企業の国際通用環境とエネルギー管理体系の標準化認証申請を支持し、先進生産工業技術を採用し、省エネ及び温室気体排出量の減少を実現する。

第五十一条 自貿試験区の知的財産権保護、行政保護と司法保護のつながりを強化する。

本市関係部門は国家関係部門と協力を強め、知的財産権出入境保護と境内保護の協同管理及び法律執行の連携を実施し、自貿試験区知的財産統一的管理及び法律執行の体制、メカニズムを模索し、設立する。

自貿試験区知的財産紛争の多元的解決メカニズムを完備させ、業界協会と調停、仲裁、知的財産権仲介サービス等機関の知的財産紛争調停での作用發揮を支持する。

第五十二条 本市は自貿試験区関連の地方性法規、政府規章、公文書を作成する際、積極的に草案内容を公開し、社会公衆、関連行業組織と企業の意見を募集するべきである；可決及び公布後、社会各方面意見の処理状況について説明するべきである；公布後実施前では、合理的な予備期間を作り、実施予備期間とする。ただし、緊急状況等の原因で直ちに制定と実施するものを除く。

本市制定の自貿試験区関連の地方性法規、政府規章、公文書は可決後は適時に公開、そして解釈、説明するべきである。

第五十三条 管委会制定の公文書に異議のある公民、法人又は他の組織は市人民政府に要請し、審査を要求できる。審査規則は市人民政府により制定する。

第五十四条 本市は自貿試験区情報公布システムを設立し、記者会見、情報公布会、情報通報例会又は書類発表等の形式を通じて、適時に自貿試験区の関連情報を公布する。

管委会は国家と本市の自貿試験区に関する法律、法規、規章、政策、処理手順等の情報を収集し、中国（上海）自由貿易試験区ポータルサイトに掲載し、各方面からの問い合わせの便利を図るべきである。

第五十五条 自貿試験区にて相対的に集中した行政不服審査権制度を実施する。

公民、法人又は他の組織が管委会、市人民政府行政部門及び駐区機関、浦東新区人民政府の自貿試験区内での具体的な行政行為に不服の場合、市人民政府に行政不服審査を申請することができる；浦東新区人民政府業務部門の具体的な行政行為に不服の場合、浦東新区人民政府に行政不服審査を申請することができる。重大、複雑で判断が難しい行政不服審査案件は行政不服審査委員会にて審議するべきである。

第五十六条 法により自貿試験区で司法機関を設立し、公平、高効率に当事者の合法権益を保護する。

法により設立する本市の仲裁機関は法律、法規を根拠とすると同時に国際商事仲裁慣例を参考に、自貿試験区特色に適応し仲裁規則を完備させ、商事紛争仲裁の国際化水準を高め、当事者の自主選択により、独立、公平、専門、高効率の仲裁サービスを提供する。

本市にて設立された業種別協会、商会及び商事紛争調停専門機関等は自貿試験区商事紛争調停に参加し、紛争解決に作用を発揮することができる。

## 第九章 附則

第五十七条 本条例は2014年8月1日より施行する。1996年12月19日上海市第10回人民代表大会常務委員会第32回会議にて可決した「上海外高橋保稅区条例」を同時に廃止する。